

平成29年 第4回定例会 意見案一覧

整理 番号	意 見 案	発 議	各派の態度				
			自	民	結	公	共
1	産業用大麻の産業化に向けた必要な環境整備を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
2	私立専修学校等における専門的職業人材の育成機能の強化等を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
3	将来にわたり安全・安心な医療制度の提供を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
4	ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
5	朝鮮民主主義人民共和国からの不審船に関する意見書	政 審	○	○	○	○	○

平成29年 第4回定例会 決議案一覧

整理 番号	決 議 案	発 議	各派の態度				
			自	民	結	公	共
1	朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議	政 審	○	○	○	○	○

※自(自民党・道民会議)、民(民主党・道民連合)、結(結志の会)、公(公明党)、共(日本共産党)

産業用大麻の産業化に向けた必要な環境整備を求める意見書

北海道ではこれまで次代の有用な農作物の一つとして、産業用大麻の試験栽培を進めてきたところであり、道が進める政策の基本的な方向性を示した「北海道総合計画」においても、地域の経済・社会を支える農業・農村づくりのため、その推進に取り組むこととしている。

この産業用大麻は、精神変容成分であるTHCをほとんど含まない、マリファナとは区別されたすぐれた農作物であり、近年、遊休農地や耕作放棄地が拡大している現状を打破し、農家の新しい収入源として、また新しい産業の創出と雇用につながる農作物として期待されている。

産業用大麻は、その繊維からは衣類、縄、ひもができ、繊維を取った後の麻幹から建材、炭、プラスチック副原料、燃料、敷きわらが生産でき、さらには種子から食品、化粧品、塗料、潤滑油、葉から肥料、飼料、花から医薬品と多くの生活用品などに加工することが可能である。

また、病虫害に強く、痩せた土地や半乾燥地でも栽培が可能なることから、欧州、中国、カナダ、豪州など世界各国では、THCの含有量が0.3%未満などの品種について、栽培が可能となる規制緩和を実施したことにより、多様な製品が流通し、産業用大麻が地域の経済や雇用を支える重要な産業として成長している一方、我が国では、大麻取締法によって、THCの含有量にかかわらず、所有や栽培、譲渡などが厳しく制限され、地方創生に向けた産業化の見通しが立たない状況にある。

よって、国においては、産業用大麻の産業としての可能性を認識するとともに、地方創生によって「しごと」を創出し、新たな「ひと」の創生を実現しながら、首都圏への人口流出に歯どめをかけるとする国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策の方向性にも合致した産業用大麻の産業化を実現するため、法整備やTHC検査態勢の確立など必要な環境整備について早急に検討し、実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

各通

北海道議会議長 大谷 亨

私立専修学校等における専門的職業人材の育成機能の強化等を求める意見書

私立専修学校各種学校（以下、「私立専修学校等」という。）は、時代に伴い変化する産業や地域社会の要請に応え、職業に必要な知識・技術・技能について実践的な教育を行い、即戦力となる専門的職業人の育成に努め、地域の産業・経済の発展や文化の振興等に貢献している。

また、職業資格者を養成する教育機関として、社会人のキャリアアップ等の学習機会の提供や国や本道が行うキャリア教育の補完等のもとより、厚生労働省の行う離職者対策事業や文部科学省の行う地域産業の発展を支える人材育成のための体制構築等においても重要な役割を果たしている。

このような中、専門職業人材の養成を行う新たな高等教育機関である専門職大学及び専門職短期大学制度の創設にかかわる学校教育法の一部を改正する法律（以下、「改正学校教育法」という。）が本年5月に公布、平成31年4月から施行されることにより、国際競争力の激化と産業構造の急速な転換に対応した職業教育の実践が進められることとなり、人口減少が進む本道においても地域産業の担い手となる専門職業人材の養成は極めて重要となっている一方で、奨学金制度の充実など、全ての子どもが希望する教育を受けられる環境の整備について、さらに取り組む必要がある。

よって、国においては、地域産業を担う専門的職業人を育成するための教育がさらに重要性を増していることや、私立専修学校等が学校教育法第1条に規定されていないため、大学等と比較し、さまざまな格差が生じている現状等に鑑み、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 私立専修学校等における実践的な職業教育の質保証・向上を図り、多様な社会的要請に応えていくため、平成26年4月から開始された「職業実践専門課程」認定制度を着実に推進するとともに、改正学校教育法の附帯決議を踏まえ、専門職大学及び専門職短期大学に関する措置を確実に講ずること。
- 2 意欲と能力のある専修学校の学生が、経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、経済的な困窮者を対象とした授業料減免措置の恒久的な支援策を講ずるとともに、専門職大学及び専門職短期大学における公的助成、奨学金制度等について、既存の大学等との整合性を図ること。
- 3 少子化や深刻な経済・雇用情勢等に伴い、私立専修学校等を取り巻く環境はますます厳しさを増していることから、経営基盤安定のための新たな財政支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

各通

将来にわたり安全・安心な医療制度の提供を求める意見書

本道においては、人口減少や少子高齢化の急速な進行に加え、道民の医療に対するニーズの多様化、高度化など、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、こうした状況に対応するため、道民が安心して良質な医療を受けることができる医療提供体制の確保が求められている。

こうした中、本年11月に開催された財政制度等審議会では、平成30年度診療報酬について「国民負担の増加の抑制や制度の持続可能性の観点から2%半ば以上のマイナス改定が必要」であり、また、介護報酬についても「保険料負担の増を抑制するため、一定程度のマイナス改定としつつ、生活援助サービスなどの報酬水準の適正化等が必要」とする考え方が示された。

安全・安心の医療を国民に安定して提供するためには、医療や介護の質を損なわないよう、診療報酬や介護報酬の適正な水準を確保することが必要であり、必要な報酬が確保されてこそ医療提供体制が整備され、国民生活を支えることができるものである。

また、社会保険診療に係る消費税は、現在非課税とされているが、医療機関等が診療を行うために仕入れる医薬品等に係る消費税は控除対象外とされ、これまでに社会保険診療報酬へ消費税相当額分の上乗せ措置が行われてきた。

しかし、この仕組みは、社会保険診療報酬への上乗せが適切に反映されていないことや医療機関ごとの仕入れの実態に対応できないことから、消費税負担が医療機関の経営を圧迫しており、医療機関の自助努力により地域医療体制が辛うじて維持されているのが実態である。

さらに、社会保険診療報酬は消費税非課税であるにもかかわらず、消費税相当分の上乗せ措置が行われていることは、患者、被保険者及び保険者に対し、患者負担や保険料として一定の負担を生じさせており不合理である。

よって、国においては、将来にわたり安全・安心な医療制度を提供するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民が将来にわたり必要な医療・介護を安心して十分に受けられるための適切な財源を確保すること。
- 2 国民と医療機関等に不合理な負担を強いている医療等に係る消費税問題の抜本的な解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
規制改革担当大臣

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨

ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書

北海道では、全国を上回る急速な人口減少と高齢化が進んでおり、人口減少社会への対応といった地方創生の実現が喫緊の課題である。

政府においては、地域の活力を維持するとともに高齢者が安心して暮らせるよう、医療・福祉・商業等の生活機能の確保を初め、地域住民や交通弱者のための地域公共交通が確保されたコンパクトなまちづくりに取り組んでいるところである。

このような中、規制改革の推進やシェアリングエコノミーの成長を促すという名目で、インターネットを利用した「ライドシェア」と称する自家用自動車を用いた乗合の有償旅客運送の容認を求める動きが活発化しており、昨年9月からは、過疎地等において主に観光客等を対象にした自家用自動車による非営利の有償運送が可能となった。

超高齢化社会における利用者ニーズの多様化、訪日外国人の増加、I o T環境の加速的な進展などを勘案しての動きではあるが、過疎地域等における高齢者や観光客等の交通手段の維持・確保や利便性の向上につながるといった地域の交通インフラを補うことが期待される一方、こうしたライドシェアは、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないまま、自家用自動車の運転者のみが運送責任を負う形態を前提としているため、安全の確保や利用者保護等の観点について十分検討される必要があることは論をまたないものである。

よって、国においては、地域公共交通の重要性や地域の取り組み状況に鑑み、現在一部の地域において実施されている高齢者等の交通手段に配慮した特例制度を堅持しつつ、さらなるライドシェアの推進については、慎重な審議を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨

朝鮮民主主義人民共和国からの不審船に関する意見書

先月28日、本道において、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）籍の漁船と見られる木造船が渡島半島沖の松前小島に着岸し、さらに同船の乗組員が本道に上陸し島内の漁業関連施設の備品などを持ち出したとして、その後、窃盗の容疑で逮捕される事件が発生した。

このような朝鮮半島から来たと見られる木造船が我が国に漂着・漂流する事案は最近急増しており、先月だけで28件を数え、昨年12月のおよそ2倍に達していると報じられている。

こうした背景には、我が国の排他的経済水域内や領海内において、外国漁船による違法操業が繰り返し行われ、無秩序な乱獲による漁場の荒廃や我が国の漁船への妨害行為などが常態化していることが挙げられるが、このことは我が国の領土及び領海並びに排他的経済水域の保全や漁業者の安全・利益を確保する観点において、看過することのできない異常事態である。

このたびの不審船については、北朝鮮籍の船舶が警告や拿捕されることなく我が国の領海内に侵入し、さらには乗組員が領土に上陸したことを示す結果となり、北朝鮮による日本人拉致事件がいまだ解決しない状況の中で沿岸市町村を初めとする多くの道民が大きな不安を抱えている。

よって、国においては、我が国の領土及び領海並びに排他的経済水域と国民の生命・財産を守るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 我が国の領土及び領海並びに排他的経済水域を侵す、あらゆる行為について毅然とした態度で臨むこと。
 - 2 外国漁船による違法操業等に対処するため、関係省庁による警備体制を強化するとともに、拿捕を含む強力かつ効果的な措置を実施すること。
 - 3 船舶などの漂着物の処理等を円滑かつ継続的に実施するため、地方公共団体に対する財政支援措置を講ずるとともに、地方負担が発生しないよう補助率を引き上げること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
防衛大臣
内閣官房長官

各通

朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議

去る日本時間の先月29日午前3時18分ごろ、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）が発射した弾道ミサイルは、4000キロメートルを大きく超える高度に達し、約53分間にわたり約1000キロメートル飛行して青森県西方約250キロメートルの我が国の排他的経済水域内に落下したものと推定されている。

我が国を初め国際社会は、北朝鮮に対して、累次にわたり、関連の国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求めるとともに、たび重なる核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を非難し、核・弾道ミサイル開発の放棄を繰り返し要求してきた。

このような中、北朝鮮は、9月15日に続き、弾道ミサイルの発射を繰り返し強行したことは、付近を航行する航空機や船舶の安全確保の観点から、極めて許しがたい行為であり、日本海で操業する漁業者の生命や安全・安心を脅かすものとして、漁業者の不安ははかり知れないほど高まっている。

また、「弾道ミサイル技術を使いたいかなる発射、核実験、その他のいかなる挑発」を禁じた国連安全保障理事会決議第2371号を初めとする累次の国連安全保障理事会決議にも違反し、我が国の安全保障に対してこれまでにない深刻かつ重大な脅威を及ぼすとともに、東アジアを初め世界の平和と安全を著しく損なうものとして、断じて容認することはできない。

これまで北海道議会は、たび重なる北朝鮮の核実験やミサイル発射に対し、抗議の決議を行ってきたが、このたびのミサイル発射は、「国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらない」ことを確認した日朝平壤宣言に反する愚行であり、厳重に抗議するとともに、改めて、このような国際社会の平和と安定を脅かす行為をこれ以上繰り返すことのないよう当該宣言を遵守し、核実験はもとより、今後一切の核兵器開発と道民の安全・安心を脅かす弾道ミサイル計画を放棄するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

北海道議会